

その他事業（その 2）出納業務の取扱いについて

その他事業（その 2）出納業務の取扱いについて提出する。

平成 16 年 10 月 15 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-17	その他事業（その 2）出納業務の取扱いについて
1 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納代理郵便局は、新町発足までに調整する。		